

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 災害対策について</p> <p>(1) 国道の抜本的な防災対策について</p> <p>急激な河川の増水により一部区間が崩壊するなど、市内各所で道路が寸断され、地域の安全、経済に多大な影響を与えました。つきましては、一般国道45号、宮古盛岡横断道路及び一般国道340号の「復興道路」及び「復興支援道路」は、災害に強い道路ネットワークを目指しておりますので、台風第10号の被害状況も勘案しながら、より災害に強い道路整備について国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>一般国道45号をはじめとする復興道路等について、国の「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に全線完成するとともに、これらに必要な予算を復興事業が完了するまでの間、確実に措置するよう国に対し要望しています。</p> <p>また、一般国道106号及び340号については、東日本大震災発災後、県の復興計画において「復興道路、復興支援道路」にそれぞれ位置付け、災害に強い道路ネットワークを目指し、交通あい路の解消や、法面防災対策、橋梁耐震補強を推進しており、復興事業として早期完成に努めていきます。</p> <p>復旧・復興事業に必要な予算についても、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるよう国に要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	B：1
<p>1 災害対策について</p> <p>(2) 宮古盛岡横断道路の整備について</p> <p>宮古盛岡横断道路の(仮称)田鎖ICから(仮称)下茂市橋間については、整備計画がなく、閉伊川沿いを縫うように走る現道を利用することとなっています。</p> <p>この区間の道路は、台風第10号による急激な河川の増水により一部区間が崩壊するなど、道路が寸断され、地域の安全、経済に多大な影響を与えました。</p> <p>計画路線全線にわたる高規格の災害に強い道路整備と併せて、迂回路のない区間の道路整備も災害に強い道路ネットワークの構築に繋がりますので、災害に強い「命の道」として整備していただくよう要望します。</p>	<p>一般国道106号については、宮古盛岡横断道路として、現在、国直轄により4工区で、県施行により1工区で規格の高い道路の整備を推進しており、まずは、これら事業中区間の早期完成を図ることが重要であると考えています。</p> <p>宮古田鎖ICから(仮称)下茂市橋間を含む現道活用区間については、台風第10号による被災箇所の被災原因等を踏まえながら、今後、防災機能を高めるため、別線整備の可能性も含めて必要な検討を行っていきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	C：1

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 災害対策について            (3) 河川の適切な維持管理について            引き続き、適切な河川の維持管理を行うよう要望します。            特にも、長内川けらす砂防堰堤をはじめ市内の砂防堰堤は、長年の風水害等により土砂等が堆積していることから、適切な管理と新たな整備を要望します。            また、閉伊川河口付近防潮堤の早期修復、河川水門操作者の安全確保として、フラップ及びスルース型水門を改良し、自動開閉を可能とするよう要望します。</p>	<p>【河川課】            ◆河川の維持管理については、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めているところであり、昨年度は閉伊川、夏屋川、八木沢川において、支障木伐採や堆積土砂の撤去を行ったところです。            今年度は近内川等において実施したところであり、今後も河川パトロールにより管内の状況を把握し、必要に応じて支障木伐採や堆積土砂の撤去を行い、適切な河川管理に努めていきます。            (A)            【砂防災害課】            ◆砂防堰堤については、上流から流下してくる土砂を貯留し下流への流出を軽減するほか、土砂が堆積し川底が緩やかになることで河道の侵食を抑制する、または堆積した土砂が山腹を押しえ山崩れを抑制するなどの機能を有しています。            引き続き、毎年実施している砂防施設点検の結果等を踏まえ、必要に応じて除石等の対応を検討するなど、適切な維持管理に努めていきます。(B)            【河川課】            ◆閉伊川河口付近の防潮堤の修復については、昨年度、施設の空洞化等の現状調査を行い、異状がないことを確認しているところです。引き続き、現地の状況を注視し、必要に応じて対策を検討していきます。            河川水門については、施設の老朽化等を調査し、改良の可否について検討を行っていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（宮古土木センター）</p>	<p>A：1 B：2</p>

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 災害対策について  (4) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進について  台風第10号では、家屋等に多大な被害がありました。  つきましては、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業について、  一層の整備促進を要望します。  特に、砂防事業については、台風第10号で被災した、高浜の沢  (2)、上根井沢、上の沢 (3) の整備促進を要望します。</p>	<p>砂防事業については、平成23年度に着手した新町（あらまち）  の沢において、昨年度事業が完了したところです。  また、急傾斜地崩壊対策事業山口5丁目地区については、平成  30年10月に事業が完了したところです。  今後の砂防事業等の実施にあたっては、高齢者、障がい者など  特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難  所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所等  の整備を優先かつ集中的に進めることとしています。  御要望のありました3地区のうち、高浜の沢(2)については、  平成31年度から新規事業として着手し、詳細設計等を進めていく  予定です。(A)  その他の上根井沢、上の沢(3)については、今後、上記整備方  針等を踏まえながら事業化の可否について、検討していきます。  (C) (C)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	A：1 C：2
<p>1 災害対策について  (5) 浸水対策事業の推進について  当市では、台風第10号の災害を考慮した浸水対策基本調査を進  めています。  調査結果を踏まえた、今後の事業実施にかかる財政支援につい  て、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>貴市で実施することとしている浸水対策基本調査における、具  体の浸水対策の検討結果に基づき、社会資本整備総合交付金等の  既存制度の対象の可否を勘案し、国へ働きかけていきます。  (B)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 災害対策について</p> <p>(6) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について</p> <p>台風第10号の際には、水位周知河川及び水防警報河川に指定されていない河川周辺の住民に対しても避難勧告等を発令しましたが、水位情報等の判断材料がないことから発令のタイミングの事前検討に苦慮しました。</p> <p>このことから、今後の適切な避難勧告等の実施のため、岩手県管理河川に対する水位周知河川及び水防警報河川の追加指定が必要です。</p> <p>今年度、閉伊川の小国川合流点から刈屋川合流点までが新たに指定されることとなりましたが、小国川合流点の上流及び刈屋川合流点から花輪橋までの間が未指定区間となります。</p> <p>つきましては、当該未指定区間においても避難勧告等の対象となる民家等がありますので、これらに係る水位周知河川の追加指定を要望します。</p> <p>また、今年度、新たに危機管理型水位計が設置される予定の河川に係る水防警報河川の追加指定を要望します。</p>	<p>県では、水位周知河川の指定について、平成29年12月に国、県、市町村で構成する減災対策協議会において策定した2021年度までの5カ年の計画により、指定の拡大に取り組んでいるところです。</p> <p>閉伊川においては、平成30年9月に刈屋川合流点から小国川合流点までの区間を水位周知河川に指定したところです。</p> <p>閉伊川を含む県管理河川の未指定区間については、その区間における人口・資産の状況や浸水被害の状況、防災拠点（役場等）の状況等を勘案し、2022年度以降の計画の中で、減災対策協議会等において貴市と調整を図りながら、検討してまいります。</p> <p>(C)</p> <p>また、危機管理型水位計を設置予定の閉伊川など16河川における水防警報河川や水位周知河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等により、指定の適否を判断し、2022年度以降の計画への位置付けについて検討してまいります。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	C：2
<p>2 公共交通の確保と充実について</p> <p>(1) JR山田線（宮古・釜石間）の早期復旧について</p> <p>JR山田線（宮古・釜石間）については、復旧後の三陸鉄道への移管に向けて、県が中心となり、関係者間の協議が進められています。</p> <p>三陸鉄道への経営移管が円滑になされるよう、関係者間の協議や国に対する要望活動について、引き続き県が中心となって取組みを加速させるよう要望します。</p> <p>また、全ての鉄道事業者を対象とした、大規模災害に対する国の予算確保と災害復旧制度の拡充を求めるよう要望します。</p>	<p>JR山田線（宮古・釜石間）については、JR東日本による復旧工事が完了し、平成31年3月23日に三陸鉄道に移管され、三陸鉄道リアス線として盛から久慈までの一貫運行が開始されたところです。</p> <p>また、災害復旧における国の支援制度の拡充については、災害で被災した鉄道の復旧支援を黒字の鉄道事業者にも拡大する内容で鉄道軌道整備法が改正されておりますが、大規模災害に対する国の予算確保等について、本県も構成員となっている第三セクター鉄道等道府県協議会を通じて国に要望しており、引き続き実現に向けて取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 公共交通の確保と充実について</p> <p>(2) 新駅設置にかかる財政支援について</p> <p>東日本大震災により大きな被害を受けた本市では、復興後のまちの形に合わせた、持続可能な公共交通体系を構築するため、八木沢・宮古短大駅、弘川駅及び新田老駅の整備を進めています。</p> <p>新駅の整備は、利用者の利便性の向上はもとより、三陸鉄道の経営安定に資するものです。</p> <p>つきましては、整備費用について、本市の財政負担の軽減を図るため、市負担分に対し県の追加での財政支援を要望します。</p>	<p>一定の需要が見込まれる地区への新駅の設置は、利用者の利便性の向上や地域の活性化等に向けた有効な施策であり、山田線移管後の三陸鉄道の利用促進・経営安定にも資するものと認識しており、県では、貴市の負担額見通し等を踏まえ、9月補正予算において、財政支援の増額を行ったところです。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について  (1) フェリー航路に関する取り組み強化について  6月22日に開設した宮古・室蘭フェリー定期航路の波及効果は、岩手県全体の物流・観光等の多方面に及び、地域経済の復興に大きく寄与するものです。  つきましては、フェリー航路を活かし、交流人口の増加に資する施設整備等と物流増加への取り組みを強化するよう要望します。</p>	<p>フェリー航路を活用した交流人口の増加に資する取組について、県では、昨年度、北海道胆振総合振興局と観光や産業振興に関する連携協定を締結したところです。  今年度は、テレビ、SNS、観光ガイドブックなどのメディアを活用した情報発信等を実施しているところであり、また、秋頃のフェリー利用需要を喚起するため、岩手・北海道道央エリアを対象としたスタンプラリーを実施したところです。(A)  また、物流増加への取組については、これまで県内の675社を含む東北地方の合計1,327社を対象としたアンケート調査を実施し、県内企業等の北海道との取引の状況や宮古・室蘭フェリーの利用可能性等の把握に努めるとともに、大手物流事業者や業界団体へのフェリー航路のPRなどを実施してきたところです。  フェリー運航会社からは、宮古・室蘭フェリーが運ぶ貨物の90%は北海道と首都圏の間の貨物を想定していると聞いており、この貨物を他のフェリー等から宮古・室蘭フェリーに転換させるためには三陸沿岸道路の整備による宮古港へのアクセス改善が重要と考えています。このため、貴市やフェリー運航会社と連携して、大手物流事業者等に対して、三陸沿岸道路の開通情報などを提供していくとともに、アンケート調査で宮古・室蘭フェリーの利用を検討していると回答した企業等に対して、宮古・室蘭フェリーの利用を働き掛けています。  加えて、新たに、宮古・室蘭フェリー航路について、岩手県や関係市における効果的な貨物利用の拡大施策の展開、船会社における利用拡大に資する航路運営の参考とするため、航路開設効果や改善点など、利用者による評価を収集する「宮古・室蘭フェリー物流効果等実証事業」を、貴市と連携して平成31年1月12日から開始したところです。(A)  今後も、既存の施設を利活用しながら、宮古市及びフェリー運航会社をはじめ、宮古港フェリー利用促進協議会構成員等としっかり連携し、物流・観光・交流等の事業への取組を着実に進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	A：2

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について  (2) 外国大型クルーズ船誘致と受入体制整備促進について  平成28年度に宮古港大型客船航行安全対策検討委員会において、14万トン級の客船の入出港が可能であることが確認され、平成31年4月25日にはダイヤモンド・プリンセスが初寄港します。  つきましては、2,000～3,000人規模のクルーズ船乗客の受入に必要な態勢等整備を早急に行うよう要望します。  また、外国大型クルーズ船誘致をより一層、強力に進めるよう要望します。</p>	<p>宮古港における外国大型クルーズ船の受入については、平成31年4月のダイヤモンド・プリンセスの寄港に向けて、貴市や関係機関と相互に連携しながら受入準備を進めていきます。(A)  また、外国大型クルーズ船の誘致については、引き続き、貴市や関係機関と連携して、クルーズ船社への訪問や寄港誘致商談会への参加などにより、クルーズ船社に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	A：2
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について  (3) 旅客船ターミナル整備事業などの整備促進について(出崎地区)  宮古港出崎地区は、「みなとオアシス」「道の駅」に登録認定されています。  つきましては、この立地環境を活かし、観光交流拠点となるよう、港湾計画に基づいた埋め立て等の早期整備と、「宮古市港湾振興ビジョン」に掲げた事業の実現に向けたご支援について要望します。</p>	<p>出崎地区では、浄土ヶ浜など湾内を周遊する遊覧船の利用に供するため、防波堤、護岸、-4m物揚場及び緑地の整備を進めています。  事業の進捗状況は、平成26年度に防波堤及び護岸が概ね完了し、平成27年度には-4m物揚場及び緑地護岸の整備に着手しています。今年度は両施設の基礎工及び本体ブロックの製作・据付を行っており、引き続き早期の完成を目指して整備を推進します。(A)  また、「宮古市港湾振興ビジョン」において、出崎地区が魅力的な賑わい空間を創出する地区とされていることから、現在、遊覧船運行事業者に対し、施設の利用方法や必要な設備について意見を伺っているところです。今後、貴市や遊覧船運行事業者等の関係者と協議する場を設け、施設レイアウトの検討を進めていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	A：2
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について  (1) 国道340号「宮古～岩泉間」未整備区間（和井内～押角トンネル間）の早期事業化及び押角トンネルの早期完成について  国道340号宮古岩泉間は、宮古市と岩泉町の内陸部を結ぶ唯一の幹線道路であるとともに、JR岩泉線の廃止に伴う代替バス路線として極めて重要な役割を担う路線です。  つきましては、和井内地区から押角トンネル間の早期事業化及び押角トンネルの早期完成を要望します。</p>	<p>国道340号「宮古～岩泉間」の未整備区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、まずは早期の事業効果が見込まれる押角峠工区から接続する宮古側約2kmの区間について、2020年度の新規事業化に向けて、来年度は具体の調査設計や公共事業評価の手続きを進め、切れ目のない事業展開に取り組んでいきます。(C)  また、押角トンネルの早期完成については、平成26年度にトンネル整備を含めた3.7km区間を「押角峠」として事業化し、今年度はトンネル舗装や設備工事を進め、早期完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	A：1 C：1

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(2) 現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について</p> <p>現在工事中の宮古盛岡横断道路において茂市インターから岩泉方面へ向かうには、茂市インター～市道廻立線～現国道106号～国道340号というルートが想定されていますが、市道廻立線から現国道106号の出入り口は、幅員が狭いうえ、取り付け角度が急なことから、たびたび交通事故が発生しています。</p> <p>現在でも多くの大型工事車両が通行しており、道路完成後においても交通量の増加が見込まれることから、宮古盛岡横断道路工事の進捗を見ながら、市道廻立線と現国道106号の取り付けを改良されることを要望します。</p>	<p>国道106号と市道廻立（マワタチ）線の交差点については、国において進められている宮古盛岡横断道路（宮古～箱石）と密接に関連することから、国の動向を注視しながら必要な検討を進めています。早期の事業化は難しい状況です。（C）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（宮古土木センター）</p>	<p>C：1</p>
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(3) 宮古西道路の早期完成について</p> <p>本路線は、当市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」の一部区間です。</p> <p>国土交通省施工の三陸沿岸道路と併せた本路線の整備によって、市内の交通混雑が解消され、異常気象時における通行規制区間（冠水）の迂回ルートの確保が図られ、幹線道路として安全で円滑な交通機能が確保されます。</p> <p>また、救急医療体制や広域防災体制の確立、地域の活性化に大きく貢献することが期待されます。</p> <p>つきましては、宮古西道路の平成30年度内の確実な供用開始を要望します。</p>	<p>宮古市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」については、平成6年12月に計画路線の指定を受けています。</p> <p>また、平成23年3月11日の東日本大震災津波を受けて、宮古盛岡横断道路が、平成23年度第三次補正予算により、復興支援道路として事業化されたところです。</p> <p>宮古西道路の県施工分については、改良工事や舗装工事、通信設備等の工事を行い、平成31年3月30日の供用を予定しています。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（宮古土木センター）</p>	<p>A：1</p>



## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (4) 主要地方道重茂半島線の早期完成について 主要地方道重茂半島線は、重茂半島を巡る唯一の幹線道路です。 重茂地区住民の生活と産業経済活動の基盤となる重要な路線であるとともに、救急自動車等の搬送路及び災害時の救援道路として極めて重要な「命を守る道路」です。 主要地方道重茂半島線は、平成30年度内の確実な供用開始が見込まれていますが、1日も早い全線供用開始を要望します。</p>	<p>主要地方道重茂半島線については、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7工区について平成24年度に事業着手しています。 昨年度は千鶏地区と川代地区が供用開始になったほか、今年度は堀内～津軽石地区では橋上部工工と道路改良舗装工事を推進、熊の平～堀内地区では橋梁上部工工、道路改良舗装工、トンネル舗装工事を推進し、平成31年3月16日の供用を予定しています。 なお、里地区では里大橋上部工工事が完成し道路改良工事を推進、石浜地区では道路改良舗装工と上部工工事を推進、大沢～浜川目地区では、トンネル舗装・設備工事が完成し道路改良舗装工事を推進しているところであり、平成31年度の全線供用に向け整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	A：1
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (5) 主要地方道紫波江繋線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について 主要地方道紫波江繋線並びに大槌小国線は、県内陸部から早池峰国定公園を経て三陸復興国立公園を結ぶ重要な路線です。 2路線の整備は、県内における高速交通網の効果をより一層波及させるとともに、地域の産業経済の発展、資源開発や観光開発にも寄与するなど、地域の発展につながることから、紫波江繋線並びに大槌小国線の早期事業化を要望します。 特に、宮古市江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備と宮古市小国（道又）～大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル化」の早期事業化を要望します。</p>	<p>主要地方道紫波江繋線（大畑地区～タイマグラ地区間）については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながらとなりますが、現状では早期の整備は難しい状況です。 主要地方道大槌小国線の土坂トンネルを含む区間については、平成18年度に600mの現道拡幅を完了し、残っている500mについては平成31年2月6日に供用開始したところです。 トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、更には復興道路等の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	C：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について  (6) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について  主要地方道宮古岩泉線は、国道45号の西側に位置し、国道106号（宮古市上鼻）から宮古駅付近を経由し、国道455号（岩泉町乙茂）までの内陸部を結ぶ道路です。  東日本大震災の際には、寸断された国道45号の迂回路として利用されましたが、一部区間においては、幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、安全な通行が困難な状況にあります。  つきましては、特に通行が困難な宮園団地から箱石地区を経由し田代地区に至る延長約11kmの区間について、整備計画を策定し、早期に整備促進を図るよう要望します。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながらとなりますが、早期の整備は難しい状況です。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	C：1
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について  (7) 宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について  宮古盛岡横断道路は、当市と盛岡市を最短時間で連結する重要な道路であるとともに、国道46号と連結し、太平洋沿岸の都市と県都盛岡市、日本海沿岸の主要都市秋田市を結ぶ、北東北を横断する主要な幹線道路です。  つきましては、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国道46号と併せて、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理すべく、宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入を国に対して強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び宮古盛岡横断道路等の内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。  一般国道106号を指定区間に編入し、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて国に対し強く働きかけていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	土木部（宮古土木センター）	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 観光の振興について (1) 日本ジオパークの再認定に向けた推進体制の強化について</p> <p>平成25年に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」は、平成29年12月22日の日本ジオパーク委員会の再認定審査において「条件付き再認定」となりました。 今後、日本ジオパークの認定更新に向けて、日本ジオパーク委員会から指摘された課題の解決が必要です。 全市町村が一体となって、日本ジオパークの再認定に向けた取り組みができるよう、引き続き、岩手県が三陸ジオパーク推進協議会の事務局を担い、これを中心とする事業の推進体制を強化するよう強く要望します。</p>	<p>三陸ジオパークの推進は、東日本大震災津波からの復興のシンボルの一つであり、県は、第3期復興実施計画における三陸創造プロジェクトに位置付け、三陸ジオパークを活用した教育活動や地域振興に取り組んでいるところです。 来年度に行われる再認定審査に向けて、県は、三陸ジオパーク推進協議会事務局の運営と体制強化を図ることとし、今年度、環境生活部に専任組織を設置し、専任職員を配置するとともに、知事を本部長とする推進本部を設置し、全庁的な推進体制を構築しました。また、三陸ジオパーク推進協議会の職員を増員して、推進体制を強化したところです。 再認定審査に向けて、三陸ジオパーク推進協議会が地域との連携のもと、アクションプランに基づき取り組んでいきます。 三陸ジオパーク推進協議会の一部の専任職員が未配置となっておりますが、早期の解消に向けて、引き続き職員募集等を行うとともに、新任職員に対しては、他の職員のサポートや、新任担当者研修会等を行い、地域における三陸ジオパーク活動が円滑に推進されるよう推進体制の強化を図っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
<p>5 観光の振興について (2) インバウンド観光客に対する支援策の拡充について</p> <p>北海道や訪日観光客等をターゲットに、岩手県、市町村、観光事業者、交通事業者が一体となった、広域的な観光プロモーションの枠組みづくりの推進と受入体制の整備に対する支援策が必要となっています。 つきましては、市町村や関係事業者等がプロモーションに参画できる仕組みづくりを要望します。 また、広域的な受入体制の整備に向けた、各事業者に対する環境整備に関する支援制度について、複数の事業メニューを活用できるよう制度の拡充を要望します。</p>	<p>県では、県・市町村及び民間事業者等で構成する「いわて観光キャンペーン推進協議会」に、平成29年度、DMO推進部会とインバウンド推進部会を設置し、市町村・関係団体・企業等に幅広く参画を呼び掛けています。DMO推進部会においては、三陸DMOセンターと連携したプロモーション等を行う市町村DMOの取組を支援するとともに、インバウンド推進部会においては、プロモーション等に関する情報の共有や、市町村や関係事業者等と連携したプロモーション等を実施する仕組みづくりを進めております。 また、観光関係事業者などが行う外国人の受入環境整備への支援事業は、同一年度内に複数回の応募も可能としているほか、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>釜石開催に向けて受入環境の診断と整備支援をパッケージで行う事業においては複数メニューの同時活用も可能としています。 今後も引き続き市町村や観光関連団体等と連携しながら、外国人観光客のニーズに合わせた受入態勢整備の取組を進めていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 観光の振興について  (3) 自然歩道の改良等について  環境省による潮風トレイルの指定が進められ、同省がサイン整備等を行っていますが、同省が所管する区間以外の維持管理については、それぞれの管理者が行うこととされており、岩手県の所管においては、自然歩道の一部が潮風トレイルに指定されています。</p> <p>三陸海岸の雄大な景観美や、それを活用した自然体験を観光資源として活用していくためには、自然歩道の適正な維持管理が必要です。</p> <p>老朽化が激しく大規模な改修が必要な個所について、計画的に改修するとともに、今後、自然体験を求めて来訪する訪日旅行客等が、安全で利用しやすい自然歩道となるよう、利用の状況を踏まえて、急峻な路線等の改良を行うよう要望します。</p>	<p>交流人口の拡大などが期待される国の「みちのく潮風トレイル」開通に向け、県では三陸復興国立公園の「自然歩道」について平成29年度補正予算などを活用し再整備を進めているところであります。</p> <p>また、「みちのく潮風トレイル」の整備については、安全・快適で利用客に親しまれるトレイルとなるよう積極的に国へ協力していきます。</p> <p>今後も現地の利用状況や公共予算の状況などを確認しながら、県管理施設の計画的な改修に努めるとともに、整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう国に要望していきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について</p> <p>宮古地域で唯一の中核病院として、これまでも住民の命を守る重要な役割を果たしてきた県立宮古病院の勤務医及び看護師不足は、地域住民の医療に対する不安に直接つながるものです。</p> <p>現在、糖尿病代謝内科や腎臓内科などの専門外来が充実してきてはいるものの、非常勤医師での対応となっています。</p> <p>また、宮古地域は、二次医療圏ごとの脳卒中死亡率が高く、特に女性は平成27年の年齢調整死亡率で県内ワースト1となっています。脳卒中は、発症したら直ちに病院に救急搬送し、適切な処置をしないと命に係わるることとなることから、患者の搬送体制や医療機関の体制が重要となります。</p> <p>このことから、第二次救急医療施設として救命救急体制に必要な常勤医師の配置並びに非常勤での対応の診療科に常勤の専門医の配置を強く要望します。</p> <p>また、宮古広域圏内の救命救急体制は、ドクターヘリの運航や救急車搭載心電図伝送システムの運用開始など、医療環境が改善されてきていますが、圏内には重篤救急患者の受け入れ可能な医療機関はなく、盛岡市内の第三次救急医療施設等に転院搬送している状況にあります。</p> <p>このことから、救命率の向上及び後遺症の軽減のためドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化と宮古広域圏内の救命救急体制の整備を図るため、第三次救急医療施設として、県立宮古病院に救命救急センターを設置するなどの体制の拡充を要望します。</p>	<p>県立宮古病院は、地域の救急告示病院として、救急病院等を定める省令等に基づき、救急医療について相当の知識及び経験を有する医師を配置するなど、救命救急を担う医療機関等の連携のもと、24時間対応の第二次救急医療体制を確保しています。(A)</p> <p>また、非常勤医師により対応している内科、精神科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科及び麻酔科の常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>本県ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円滑に運行されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携による運行を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を図っているところです。</p> <p>ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保などの課題があり困難ではありますが、今後とも、広域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。(B)</p> <p>また、重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、全県を単位としつつ、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、盛岡市・久慈市・大船渡市の3か所に整備しています。救命救急センターの整備に当たっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則の下、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられています。医療従事者の不足が大きな課題となっている本県の現状に鑑みると、新たな救命救急センターの設置は難しい状況です。(D)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	A : 1 B : 2 D : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について</p> <p>(2) 中学生までの医療費助成制度の拡大について</p> <p>子育て家庭への経済的支援は、対象年齢を小学生(入院)までとする県の医療費助成では不十分です。</p> <p>このため、県内全ての市町村が県の医療費助成基準に加え、独自に対象年齢の拡大を行っており、その中で中学生以上を対象とする自治体は約9割に上ります。</p> <p>しかしながら、市町村にとって、独自の施策は財政的に大きな負担となっています。</p> <p>近年、市町村の取り組みに呼応し、都道府県の施策として中学生まで対象を拡大する動きが全国的に広がりを見せていることから、県の医療費助成の対象年齢を中学生まで拡大するよう要望します。</p> <p>併せて、全国一律のこども医療費助成の制度創設について、引き続き国に対し強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>(1) 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、2019年8月からは、現物給付の対象を小学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>対象者の範囲を中学校卒業まで拡充した場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要がありますと考えています。</p> <p>なお、総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していく上で重要な施策ではありますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであり、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたほか、全国知事会からも同様の要望を行っています。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B:1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について  (3) 「ヘルプマーク」の導入について  東京都は、障がい者や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を平成24年に作成しています。  「ヘルプマーク」については、平成29年7月に日本工業規格に登録され、平成30年2月現在、東京都をはじめ大阪や神奈川など18都府県、民間企業などにより全国的に広く取り組みが進められています。  今後、「ヘルプマーク」は全国的な広がりが期待できることから、岩手県が作成した「お願いカード」に「ヘルプマーク」も印刷することにより、障がい者が県内外で必要な援助を受ける際に有効であると思われます。  「お願いカード」が配布されてから数年経過していることもあり、再度、「ヘルプマーク」も印刷した「お願いカード」の配布を要望いたします。  その際、カードにカバーを付けるなど、耐久性の向上について考慮いただくよう併せて要望いたします。</p>	<p>県では、平成8年4月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、条例に基づく「ひとにやさしいまちづくり推進指針」策定して、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を目指して取組を進めているところです。  ヘルプマークにつきましては、平成29年7月に、日本工業規格（JIS）に追加されたことから、県ホームページにおいて、マークの活用が可能なチラシを掲載するとともに、岩手県版のヘルプカードを掲載し、御活用いただけるようにしているほか、全戸配付の県広報誌にヘルプマークについて掲載するなど県民に周知を図るとともに、本県においても推進しているパーキングパーミット制度の指定駐車施設証や利用証にヘルプマークを表示するなど、ヘルプマークの周知・普及に努めています。  本県におけるヘルプカードの作成・配付については、平成30年11月から県のホームページ上に掲載し、プリントアウトすることで活用できるようにしています。ヘルプマークについては、来年度の作成・配付を予定しています。  （B）  県では「おねがいカード」など配慮を必要とする方々が利用している各種マークの紹介等を通じて、障がいのある人もない人も共に支え合う「ひとにやさしいまちづくり」の実現に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 教育環境の整備について</p> <p>(1) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員について</p> <p>東日本大震災による家庭環境の変化に加え、いじめや不登校となる要因の複雑化など様々な問題が発生し、学校からの訪問要請や家庭及び関係機関との連絡・相談に係る調整の要望が増加しているため、対応回数や時間の確保が困難になっています。</p> <p>つきましては、カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる増員とその人材確保について要望します。</p>	<p>スクールカウンセラー(以下「SC」という。)については、学校への配置に加え、沿岸部の教育事務所に巡回型カウンセラー(県外臨床心理士)、スーパーバイザーを配置し重層的な体制を講じています。</p> <p>スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)については、家庭環境等を原因とする問題行動への対応などニーズが高まっており、SSWが管内を巡回して複数校に対応するなど、実態に応じた運用ができるよう全教育事務所に対して18人を配置し活動しています。</p> <p>SC及びSSWについては「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し国の全面的な財政支援を受け事業を実施しており、引き続き国に対し切れ目のない支援を要望していきます。(B)</p> <p>また、SCについては県臨床心理士会、SSWについては県社会福祉士会と連携しながら人材の確保に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 2
<p>7 教育環境の整備について</p> <p>(2) 指導主事の定数維持について</p> <p>いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応などの複雑化・多様化した教育課題への対応、及び学習指導要領改訂に伴う対応のため、指導主事の果たす役割がますます重要となっています。</p> <p>つきましては、指導主事の現状の配置数が維持されるよう要望します。</p>	<p>指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度に全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、2人の複数配置とされているところです。</p> <p>平成31年度以降の配置については、各市町村の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ、検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1



## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 教育環境の整備について</p> <p>(3) 英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の教育環境整備について</p> <p>文部科学省から示された「グローバル化に対応した英語教育改革」を全面実施するために、高度な英語指導力を備えた人材を確保し、教員の指導力・英語力を向上させることが急務となっています。</p> <p>つきましては、小学校英語の本格導入に向けて、小学校英語教育推進リーダーや専科教員のさらなる加配措置等の環境整備について早急に進めるよう要望します。</p>	<p>英語教育推進リーダーについては、小中学校において毎年、各校種からそれぞれ3人が文部科学省での研修によって英語教育に係る指導力を高め、各地域で英語や外国語活動の授業に対する指導を行っています。平成30年度は国からの加配を4校に措置し、その指導体制を強化しているところです。</p> <p>小学校専科加配については、小学校における教科専門的な指導による指導方法改善、小中連携による専科指導等先導的取組を行う学校への支援として、平成24年度から国加配として措置されたものであり、平成30年度からは英語とその他の教科に分けて措置されています。平成30年度は小学校英語専科加配として、拠点校、訪問校を合わせて16校に配置したところです。今後、「新たな定数改善計画の策定」の早期実施と併せて、加配定数の拡充についても、引き続き国へ要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(1) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>鳥獣被害防止対策事業として、農業者を対象に電気牧柵の導入費を補助するとともに鳥獣被害対策実施隊を組織し被害防止対策を講じているものの、これまで被害の少なかった地域からの被害報告が増加しており、依然被害が大きいのが現状です。</p> <p>農業被害のみならず人身被害の恐れもあるツキノワグマの目撃情報が依然多く寄せられています。幸いにして住民の人身被害の発生には至っていませんが、電気柵や建物の壁を壊して侵入するなど、いつ発生してもおかしくない状況です。また、近隣町村でイノシシが捕獲されており、今後当市においても農業被害、さらには人身被害の発生が懸念されます。</p> <p>つきましては、鳥獣個体数の適正管理施策の強化、農作物被害拡大防止対策、関係諸団体の育成及び狩猟従事者の確保について、県が主導的・積極的に取り組むとともに、地域の実情を反映した制度や十分な予算の確保、鳥獣行政にかかる省庁間の連携の強化について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>本県では、鳥獣個体数の適正管理施策の強化については、イノシシの狩猟期間の延長等の規制緩和を実施するなど狩猟期間中による捕獲を促進するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組み、全県における捕獲を強化しています。また、冬眠前のツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図り、個体数の管理に資することを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長したところです。(A)</p> <p>野生鳥獣による農作物被害の拡大を防止するためには、野生鳥獣から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けない対策を総合的に実施していくことが重要であることから、各市町村の鳥獣被害防止計画が着実に推進されるよう防護柵設置や有害捕獲等を支援しており、また市町村担当者を対象とした情報交換会等を開催し、管内の連携体制構築を進めています。</p> <p>関係諸団体の育成及び狩猟従事者の確保については、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び育成の支援として、狩猟免許試験の予備講習会を開催するとともに、「捕獲の担い手研修会」を開催することなどにより、新規狩猟者の確保と狩猟初心者の技術向上の支援に取り組んでいきます。(A)</p> <p>十分な予算の確保については、「指定管理鳥獣捕獲等事業」及び「鳥獣被害防止総合支援事業」における、必要な財政措置を継続するよう国に対し要望しています。(B)</p> <p>省庁間の連携の強化については、全国知事会等を通じて政策要望を行っており、引き続き、県としては、各所管省庁における施策の状況の把握に努め、各種施策の実施に当たって支障がある場合には国への要望について対応を検討していきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	A : 4 B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(2) 永続的で適切な漁業資源管理について</p> <p>(2) 永続的で適切な漁業資源管理について</p> <p>三陸沿岸地域は、親潮と黒潮が交差する海流により、豊かな水産資源を有する世界有数の漁場として、水産業が盛んに営まれています。</p> <p>しかし、近年は、三陸沿岸の主要魚種である、サケ・サンマ・スルメイカなどの漁獲量が極端に減少しており、地域経済に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>漁業資源の減少の要因としては、海洋環境や温暖化などの気候変動も要因と言われています。</p> <p>つきましては、永続的で適切な漁業資源の管理について、調査・研究を充実するとともに、漁業経営や地域経済の安定化を図る施策についてさらに強化するよう国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>まず、サケに関して、本県への回帰資源においては震災により稚魚放流数が減少したことが影響しているとみられる一方で、近年、北海道及び本州太平洋沿岸のサケ資源全体の減少がみられることから、国に対して、資源変動要因を解明するとともに、環境変動に対応するための対策等を講じるよう要望していたところ、今年度新たにサケ稚魚の沿岸域における減耗要因の解明と生残率向上技術の開発に取り組むこととされました。</p> <p>なお、サケ資源の回復には北部太平洋海域を含めた回遊経路における広域的な調査が必要であることから、国による調査の実施について要望しています。</p> <p>次に、サンマ・スルメイカ等の主要魚種に関しては、国による漁獲可能量(TAC)制度の下、国と本県を含む関係都道府県等が連携して資源評価を行うための調査・研究に取り組んでいるところではありますが、資源評価や漁況予測の精度の向上に向けて、今年度から新たに調査海域の拡大等を進めています。</p> <p>なお、県においては、平成23年に策定した岩手県資源管理指針に従い、漁業者団体と共に資源管理型漁業の普及や必要な情報の提供等を行い、漁業者による自主的な資源管理の取組を支援するとともに、減収補てん対策として国の漁業収入安定対策事業や漁業経営セーフティーネット構築事業の導入を促し、漁業経営の安定化を支援していきます。</p> <p>また、宮古市魚市場に安定した水揚げがある魚種の積極的な活用に向け、現在、関係機関、団体と連携してマダラ等のブランド化に取り組んでいるところではありますが、引き続き、これらの取組を通じて水産加工業者の加工原料の多様化、新商品開発、販路の開拓を支援していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	水産部	B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について  (3) 復興特区制度にかかる国税関係特例の適用期限に合わせた地方税の減収補填措置の延長について  復興特区制度に係る国税関係特例の適用期限に合わせた地方税の減収補填措置の延長について、平成31年度以降の投資に係る課税免除を行った場合の補填割合についても10/10とするともに、課税免除を実施する5ヶ年度分についても、同様の補填措置を継続するよう国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>(3) 復興特区法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に係る地方自治体に対する減収補填については、2021年3月31日投資分まで措置されることとなっておりますが、2019年度以降の投資分については、補填率の引き下げが予定されていたところです。  県としては、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、2019年度以降においても減収補填措置に係る現在の措置率を継続するよう、平成30年6月、国に対して要望しており、その結果、平成31年1月25日付け復興庁事務連絡により、2019年度以降の投資分については、沿岸地域の市町村に限り、減収補填措置に係る現在の措置率を継続することとされました。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1
<p>8 国に対する要望の強化について  (4) 防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について  防災集団移転促進事業における移転元地については、その要件により買取りできる土地が限定されたことから、現在、市所有地が各地区において散在している状況となっております。  これらの土地について、効率的な維持管理を図るとともに、将来的な利活用に備えるためには、土地の集約が必要不可欠です。  つきましては、土地利用計画に基づく事業に係る復興交付金制度の柔軟な運用や、簡素な手続きにより土地交換ができる制度の創設などについて、引き続き国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>県としても、被災跡地の利活用は、被災市町村のまちづくり推進のための最重要な課題であるとともに、安全上、衛生上、維持管理の観点からも重要な課題と認識しています。このため、防災集団移転促進事業連絡会議や市町村との個別の意見交換により、土地活用の検討状況などの情報共有と課題の把握に努めているところです。  国では土地活用計画策定の考え方、活用事例、復興交付金の事業メニューを示しており、県においても、平成29年4月21日に「防災集団移転促進事業移転元地に係る有効活用事例集」を市町村に配付し、利活用されるよう支援しているところです。さらに、国に対して移転元地の利活用に向けた措置及び土地集約のための新たな制度、手法の検討について要望するとともに、活用が困難となっている現地で復興庁に現状を説明しております。今年度はこれらの取組に加え、既存事業による移転元地の整地及び基礎撤去に向けた検討や、要望箇所の状況をヒアリングする会議を実施する等の取組を進めているところです。(B)  今後も、被災跡地を活用したまちづくりを支援していくとともに、引き続き市町村と意見交換しながら必要な制度改善等を国に働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	復興推進課	B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(5) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について</p> <p>東日本大震災や台風10号の被災者の中には、未だ生活再建の見通しが立たない方もいることから、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービスにおける一部負担金・利用料負担金の免除措置は、対象者を限定しながらも継続する必要があると考えます。</p> <p>一方で、一部負担金・利用料負担金の免除措置には市町村負担が生じているため、各保険事業などの財政運営に大きな影響を与えています。</p> <p>さらに、このことが将来的な各保険税(料)の上昇につながることも懸念されます。</p> <p>つきましては、一部負担金・利用料負担金の免除措置に必要な財源の全額を国庫負担とすることについて、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>【国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービスの一部負担金等の免除について】</p> <p>これまで財政支援の継続にあたっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところであります。</p> <p>国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところでありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。</p> <p>なお、平成31年1月以降における一部負担金等の免除措置について、市町村等に対して、その意向を確認したところ、厳しい国保財政の状況や被用者保険との公平性の観点などから、対象者の見直しや免除措置の終期の検討についての意見もありましたが、最終的には、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険及び障がい福祉サービスについて、すべての市町村等において、現行制度のまま実施するとの回答を得たところです。</p> <p>県としては、いまだ多くの被災者が、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされており、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、2019年12月までの1年間、これまでと同様の財政支援を継続していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(6) 医療費助成の現物給付に対する国保国庫負担金の減額措置(ペナルティ)の撤廃について</p> <p>県は、子育て支援策として就学前児童及び妊産婦に対する医療費助成について、平成28年8月診療分からの現物給付を導入しました。</p> <p>また、小学生の現物給付化についても市町村との協議を進め、実施の方向性を示しています。</p> <p>しかしながら、国は国民健康保険への財政支援の拡充に取り組む一方で、現物給付を導入する自治体には、国民健康保険に対しペナルティともいえる国庫負担金の減額措置を設けています。</p> <p>今年度から実施される減額調整措置の廃止も、未就学児までを対象とする医療費助成に限定しています。</p> <p>現物給付の導入は、医療サービスの受診機会の適正な確保の推進につながるもので、医療費助成制度の趣旨に反する国保国庫負担金の減算は、国民健康保険の財政基盤の脆弱化に拍車をかけるものです。</p> <p>つきましては、医療費助成の現物給付に対する国保国庫負担金の減額措置を、年齢制限を設けず撤廃することについて、国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議のうえ、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象として、窓口負担の現物給付を実施しているところ</p> <p>です。</p> <p>現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまで国に要望してきたところであり、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付については、減額調整措置を行わないこととされました。</p> <p>県では、政府予算提言・要望において対象年齢に関わらず減額調整措置を廃止するよう要望したところであり、また、全国知事会からも同様の要望を行っています。今後とも、様々な機会を通じて、国に対する働きかけを行っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(7) 廃校施設解体経費の財政支援について</p> <p>近年、当市小中学校では、児童・生徒の減少に伴い学校統廃合が進み、閉校となった学校施設が増えています。今後においても、統廃合が行われる見込みとなっています。</p> <p>利活用の見込みがない廃校舎の解体は、国庫補助事業の対象外となっており、多額な経費の財源確保が課題となっています。</p> <p>つきましては、廃校舎の解体経費にかかる財政支援について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>廃校舎の解体に要する経費について、統合により新築する場合にあつては、新築事業の実施年度に行われる既存校舎等の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。</p> <p>一方で、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去(解体)事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から地方債の特例措置(資金手当て)が講じられており、平成29年度からその充当率が90%に引き上げられました。</p> <p>しかしながら、廃校施設の解体については、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の新設について、全国の都道府県と連携し国に要望しているところであり、今後も引き続き働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(8) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について 東日本大震災から7年を経た今も生活基盤が回復せず、就学が困難となっている世帯があります。</p> <p>現在仮設住宅の集約が進み、住まいの再建は進んでいるものの、住宅ローンの負担に苦慮する世帯や、被災に伴う転職により収入減となる世帯が見込まれることから、被災児童生徒就学支援等事業を継続することについて、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>また、台風10号で被災したため、経済的に就学困難となっている児童生徒の保護者に対しても、東日本大震災の被災世帯と同様の就学支援を行うことを国に働きかけるよう要望します。</p>	<p>東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金により支援が行われていません。</p> <p>県としては、対策を必要とする児童生徒を持つ世帯が解消するまで、当該交付金事業による財政措置を継続するよう引き続き国に要望しています。(B)</p> <p>台風10号により被災した世帯への就学援助については、これまでも国に対し、東日本大震災津波に伴う就学援助と同様の財政措置を行うよう要望したところであり、今後も機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(9) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置等について</p> <p>東日本大震災で被災した当市では、復興計画の完了に向けて復興事業の進捗を図るとともに、台風第10号の災害復旧に取り組んでいます。</p> <p>甚大な被害からの復旧・復興には相当の期間と財源及び人材の確保が不可欠であり、引き続き当市の課題となっています。</p> <p>つきましては、これまでと同様に継続的かつ安定的な財源と人材の確保に対する支援について、県が主導的、積極的に取り組むとともに、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害により多様な財政需要が生じていることを踏まえ、国に対し、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実等を要望するとともに、独自の支援として、平成28年台風第10号災害に係る早期の復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を交付しました。</p> <p>引き続き市との連携を密にし、財政需要を適切に把握しながら、国への要望も含め、必要な支援を検討していきます。</p> <p>人材の確保に対する支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。</p> <p>他自治体への働きかけについては、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきたところです。</p> <p>職員の派遣については、今年度に引き続き、来年度も職員及び任期付職員を被災市町村に派遣することとしています。</p> <p>県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するとともに、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1



## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(10) 河川の適切な維持管理のための財源措置について</p> <p>台風第10号の豪雨において、当市が管理する河川においても、刈屋川、岩穴川、北山川、矢田川及び小国川などの多くの河川が増水したことにより、決壊や氾濫が発生し、人家や道路等へ多くの被害がありました。</p> <p>近年、地球温暖化が原因と思われる豪雨災害等が多発している状況において、県内及び宮古地域の河川については、災害防止のために、河川等災害関連事業の着実な実施に加え、計画的な堆積土砂の浚渫等による河川管理が必要となります。</p> <p>広大な面積を有する当市において、適切な河川の維持管理を行うには、相当の財源が必要となります。</p> <p>つきましては、河川の適切な維持管理に必要な予算が確保できるよう、引続き積極的に、防災・安全交付金等による財政措置の拡充について働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害等、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このことから、県では、大規模な洪水の発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去等、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置を拡充するよう国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて継続して働きかけていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部(宮古土木センター)	A:1
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(11) 国土調査関係予算の確保について</p> <p>地籍調査事業の成果は、公共事業を始め各種事業の土地に関する基礎資料として多方面に活用され、社会経済の発展に欠かせない重要なものとなっています。</p> <p>また、近年の頻発する自然災害や東日本大震災においては、復旧・復興の進捗に地籍調査の成果が大きな力を発揮しており、地籍調査の重要性が再認識されています。</p> <p>さらに山村部の土地境界の確認に必要な人証や物証が失われてきていることから、地籍調査を促進する必要があります。</p> <p>つきましては、地籍調査が促進されるよう十分な予算の確保について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たって、その重要性が改めて認識されており、これまで、東北管内の各県や県内市町村と連携しながら必要な予算の確保に向け、国への要望活動を実施してきたところです。</p> <p>今年度は、6月に県から国に対し、また、7月には東北ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて、地籍整備関係予算の確保などについて要望を行ったところです。</p> <p>今後も機会を捉え、国に対し、必要な予算の確保を要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B:1